



# **国際交流ボランティア登録の手引き**

**(2018年9月改訂)**

**公益財団法人いわき市国際交流協会**

公益財団法人いわき市国際交流協会は「国際交流ボランティア募集要項」に定めるとおり、「国際交流ボランティア」を募集しています。

市民の皆さんのご登録をお待ちしています。

2018年9月1日

公益財団法人いわき市国際交流協会  
理事長 渡辺 仁

# 国際交流ボランティア募集要項

公益財団法人いわき市国際交流協会は、市民主体の交流活動を進め、国際交流に関心のある市民の皆さんと連携を図ることを目的として、ボランティア登録を実施します。

## 1 ボランティアの種類（複数登録が可能です）

ボランティアの種類は、活動の内容により次の5種類に分類します。

- (1) ホームステイ・ホームビジットボランティア
- (2) 通訳ボランティア
- (3) 翻訳ボランティア
- (4) 交流ボランティア(日本文化、外国文化、各種交流事業)
- (5) 日本語支援ボランティア

## 2 応募の資格（各ボランティアの詳細な応募資格は別に定めます。）

- (1) 協会の賛助会員であること。
- (2) いわき市にお住まいか、市内に通勤・通学先のある満18歳以上の方。
- (3) 国際交流に関心を持ち、ボランティア活動に理解と意欲のある方。
- (4) 登録期間中、協会との連絡が円滑に取れる方。

## 3 応募の受付

随時受け付けます。

## 4 登録の方法

- (1) 登録を希望される方は、登録用紙に必要事項を記入して当協会まで提出してください。
- (2) 提出していただいた書類をもとに登録の可否を検討し、登録が認められないときにご連絡します。
- (3) 皆さんに安心して活動していただけるよう、登録者のうちいわき市民については、協会がボランティア保険に加入します。(いわき市外にお住まいの方は加入できませんので、予めご了承ください。)

## 5 登録活動期間と継続について

- (1) 登録活動時期はボランティア登録時から一年間になります。
- (2) 継続については、登録活動終了時に登録者全員に継続の意向確認を行います。一ヶ月以内に継続の届け出がない場合は、ボランティア登録が抹消されます。

## 6 登録の取消

以下の場合、より多くの方にボランティアを経験していただくために、継続をご遠慮願うことがあります。

- (1) 協会の連絡に対してご返事をいただけなかった場合
- (2) ボランティアとしてふさわしくない場合

登録期間中でも、転居・留学などで実質的に活動が困難になった場合、長期間にわたり活動を休止したい場合はご連絡ください。登録を抹消します。

## 7 登録の受付場所（新規登録の場合、郵送での受付はいたしません。）

公益財団法人いわき市国際交流協会 事務局

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地 いわき市役所観光交流課内

TEL (0246)22-7409 FAX (0246)22-7581 E-mail info@iia-fukushima.or.jp